相談支援専門員の研修受講の考え方

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、５年度ごとに相談支援従事者現任研修を修了する必要があります（資格更新制）。有効期間内に現任研修を修了できなかった場合、相談支援専門員として従事することができなくなります。再び相談支援専門員として従事するためには、初任者研修から受講し直す必要があります。

有効期間が近づいてきても、個別に案内をしませんので、各自で管理をお願いします。

例：令和６年度に初任者研修を修了した場合の現任研修受講の考え方

１回目の研修：Ｒ7～Ｒ11 の間に修了する必要がある。
修了すると、Ｒ12～Ｒ16 が有効となる。

２回目の研修：Ｒ12～Ｒ16 の間に修了する必要がある。
修了すると、Ｒ17～Ｒ21 が有効となる。

→有効となった５年度のうち、どの年度で受講しても、次の５年度が有効となります（以下の図の期間内で１回修了してください）。

年度	R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
期間		①					②					③				
種別	○初任者研修				●現任研修			●現任研修								●現任研修